

【該当箇所1】

3. 取引適正化に向けた指針

(4) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

なお、2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（令和6年改正液石法施行規則附則第2条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（令和6年改正液石法施行規則附則第3条）。

【意見】

(1) 「3部料金制の過渡期的措置に関し、既存契約居住者の申し出に対するLPガス事業者の対応を盛り込むこと。

①同一物件での混在に対し、(契約書の受領が判別できない)居住者がわかるように請求書（業界全体の統一的ひな型掲載が望ましい）に新か旧(改正省令施行前の契約の判別)を記載すること。

②新制度に対応した料金へ早期に見直すことの期限を既存居住者の次回賃貸契約の更新時までと明示すること。併せて、その際、切替前と切替後の料金について、客観的な根拠に基づき、既存居住者に対しわかりやすく説明することを義務付けること。

<理由>

期限やプロセスの明示がないことで新制度へ対応した料金への切り替えが放置される懸念があります。賃貸物件は賃貸契約の更新を前提としており、これを基本とすべきです。また、その際、(5)液石法第14条に定める書面を交付するときの説明(6)料金を変更する際の消費者に対する事前通知の記載にあるとおり、客観的に比較ができるようにすることが透明性を確保するためにも必要です。

【該当箇所2】

(5) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明

また、LPガス事業者は、消費者との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、LPガス事業者から説明を受けた旨を、消費者による署名等が付された書面により確認することが必要である。

【意見】

この間の地域意見交換会でも「液石法第14条に定める書面」について、特に賃貸物件居住者に対する交付の有無について、議論となっています。今回の改正省令の「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の改正にあたり、再徹底を求めます。